

つの保護方策の中の「使用上の情報の提供」をもとに、機械設備使用者側の作業者等に委ねた残留リスク対策を彼ら作業者等が正しく実施すると確信できる場合をいう。いずれにせよ、「条件付き」を適切に低減されていると認めることによって、すべてのリスク低減策を技術的な保護方策によって講じなければ機械設備を使用できないという事態を避けることができる。

なお、機械設備全体として適切レベルにリスクを低減できているか否かの判断は、表23（リスクが適切な保護方策により低減されたかの判断基準）を十分に吟味して行う。

表23 リスクが適切な保護方策により低減されたかの判断基準（リスク低減目標）
(JISB9700-1:2004、JISB9702:2000を参考に作成)

	リスク低減目標（リスクが適切な保護方策により低減されたかの判断基準）
1	すべての運転条件、すべての介入手順で発生するリスクを把握し、その低減に配慮している
2	次によって危険源が除去されたか、低減された ・設計的観点による除去又は低減 ・危険性の少ない材料、物質への取り替えによる除去又は低減 ・安全防護による低減
3	同定されたすべての危険源、危険状態で生じるリスクが除去されたか、少なくとも適切なレベルに低減された
4	専門及び工業分野の使用のために設計された機械設備が、非専門及び非工業の分野で使用されるときのリスク低減に十分配慮している
5	採用する保護方策のために、新しく予期せぬ危険源が生じないのは確かである
6	採用する保護方策は、業務遂行を妨害しない ・操作手順が、使用者等の技量と調和している ・オペレーターの作業条件及び機械設備の使い易さが悪くならない ・機械設備の機能・性能を過度に低下させない
7	採用される複数の安全防護は互いに支障なく成り立つ（同時に実現可能である）
8	使用上の情報は、十分、かつ明確である ・安全作業慣行及び作業訓練の要求事項は適切である ・保護具が必要な場合、その必要性説明とその訓練の要求事項は適切である ・ライフサイクル上のすべての残留リスクを十分に通知し、かつ警告している
9	考え得る付加保護方策を立てた